



産業廃棄物処理委託契約書（案）
〔収集運搬用〕

令和 年 月 日

排出事業者（甲）	
住 所	
名 称	
氏 名	㊞ （以下「甲」という。）
TEL	
収集運搬業者（乙）	
住 所	
名 称	
氏 名	㊞ （以下「乙」という。）
TEL	

甲と乙は、甲の事業場から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して以下のとおり基本契約を締結する。本契約の成立を証するために本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲はつぎのとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕	〔特管〕
許可都道府県・政令市：_____	許可都道府県・政令市：_____
許可の有効期限：_____	許可の有効期限：_____
事業範囲：_____	事業範囲：_____
許可の条件：_____	許可の条件：_____
許可番号：_____	許可番号：_____

2（産業廃棄物の排出事業場、種類、数量及び金額）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び金額は、表1のとおりとする。

3（運搬の最終目的地）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

事業場の名称：

所在地：

4（収集・運搬過程における積替保管）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品廃棄物又は水銀含有ばいじんなどが含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めることとする。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の「容器貼付用ラベル」参照）。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条（甲乙の責任範囲）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷卸し作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、延滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

第9条（料金・消費税・支払い）

- 1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する料金は表1のとおりとする。

- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する料金についての消費税は、甲が負担する。
- 3 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 (反社会的勢力排除)

- 1 甲および乙はいかなる場合においても反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力）との関係を排除する
- 2 甲及び乙は次の号に定める事項について、相手方に対して表明しかつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - (1) 自ら（その役員、使用人その他の関係者を含む。以下同じ）が反社会的勢力のいずれでもなく、又、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人でないこと。
 - (2) 自らが反社会的勢力を利用していないこと
 - (3) 自らが反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていないこと
 - (4) 自らが反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係に対して、詐欺、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いる行為等を行わないこと
- 3 甲または乙は、相手方が前号のいずれかに該当したときは、催告等の手続きを要せず直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲及び乙は、相手方が前号の定め違反したことにより損害を被ったときは、その損害の賠償を相手方に請求することができる。
- 5 甲及び乙は、前号により契約を解除又は解除されたことを理由として、相手方に損害の賠償を請求することはできない。

第14条 (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしがたい、その都度甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第15条 (契約の有効期間)

本契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 8 年11 月30 日までとする。

表1 (第9条関係)

排出事業場	☐ 排出事業者と同じ		
	☐ 下記のとおり 住所 〒 名称 TEL		
適 用	数 量	金 額	備 考
収集運搬費等	1式		